

広島県訓令第六号

本 庁  
地 方 機 関

広島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県公印規程の一部を改正する訓令

広島県公印規程（昭和三十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表中三十の項を削り、三十一の項を三十の項とし、三十二の項から四十七の項までを一  
項ずつ繰り上げ、四十八の項を削り、四十九の項を四十七の項とし、五十の項から五十五の  
項までを二項ずつ繰り上げ、同表五十六の項中「漆器の作りかたを教へる」を「漆器の作りかたを  
画する」に改め、同項を同表五十四の項とし、同表五十七の項中「漆器の作りかたを教へる」を  
「漆器の作りかたを教へる」に、「広島県都下技術講習会」を「広島県都下技術講習会」  
に、「広島県都下画塾」を「広島県都下画塾」に改め、同表中五十七の項を五十五  
の項とし、五十八の項から百二十二の項までを二項ずつ繰り上げ、百二十三の項を削り、百  
二十四の項を百二十一の項とし、百二十五の項から百八十八の項までを三項ずつ繰り上げ、  
百八十九の項を削り、百九十の項を百八十六の項とし、百九十一の項から二百七の項までを  
四項ずつ繰り上げ、同表二百八の項中「広島県講習会」を「広島県講習会」に改め、同  
表中二百八の項を二百四の項とし、二百九の項から二百十一の項までを四項ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。